平成 26 年 3 月 25 日 消 費 者 委 員 会

「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」の実施状況報告等において説明願いたい事項

建議事項(平成 25 年 8 月 6 日)	実施状況報告(消費者庁・警察庁・金融庁・総務省・法務省・厚生労働省・経済産 業省・国土交通省)(平成 26 年 2 月)	確認したい事項
1. 詐欺的投資勧誘に関する民事・行政・刑事にわたる		
関係法令の執行強化及び制度整備		
(建議事項1-1)		
消費者庁及び警察庁は、詐欺的投資勧誘による被害の		
発生・拡大防止を図るため、		
以下の関係法令の執行強化に向けた措置を講ずること。		
(1) 警察庁は、未公開株、社債、集団投資スキーム持	<警察庁>	<対警察庁>
分等の取引やこれらの被害からの救済を装う悪質な	建議事項1-1(1)について	〇 利殖勧誘事犯の取締りとして「平成 25 年中には 37 事
利殖勧誘事犯に対し、引き続き重点的な取締りを推	警察庁では、利殖勧誘事犯の取締りを推進しており、平成 25 年中には 37 事件、	件、189 人を検挙」したとあるが、平成 24 年中の実績を
進すること。その際、警察庁及び消費者庁は、都道	189 人を検挙しているが、利殖勧誘事犯の被害を更に減少させることを目指し、引	説明願います。
府県警察と都道府県における消費者行政部局との一	き続き、同事犯の取締り及び関係機関・団体から提供を受けた被害相談情報の活用	
層の連携及び自治体間の連携の強化を推奨するこ	を推進していくこととしている。	〇 「関係機関・団体から提供を受けた被害相談情報の活
٤.		用を推進」するとしているが、どのような情報をどのよ
		うに活用しているか、主な実例を説明願います。
	<消費者庁>	<対消費者庁>
	建議事項1-1(1)について	〇 特定商取引法に関し、「執行強化に向けた情報交換の
	消費者庁では、消費者安全法(平成 21 年法律第 50 号)に基づく注意喚起を行う	場として、地域ブロックごとに定期的に」行っている情
	際、事案に応じて都道府県に対し、警察にも相談を促す旨の働きかけを行うことで、	報交換・意見交換について、平成 25 年度の実績(具体
	警察と消費者行政部局との連携を推進している。	的な地域、回数等)を説明願います。
	地方公共団体間の連携の強化のため、独立行政法人国民生活センターでは、	
	PIO-NET により、全国の消費生活センター等で受け付けた消費生活相談の内容を各	〇 i)「特商法・割販法執行 NET」、ii)地域ブロックご
	地方公共団体へ提供し、全国の消費生活相談において参照できるようにしており、	との定期的な情報交換・意見交換、iii)消費者庁又は経
	相談件数が急増する傾向にある事業者や商品・サービスなどの情報については、消	済産業局による個別の事案ごとの相談、及びiv)「情報
	費生活相談早期警戒システム (PIO-ALERT) によりいち早く提供している。さらに、	検討ネットワーク」について、特定商取引法の執行面に
	地方公共団体間の情報共有の早期化に資するよう、平成 27 年度に実施予定の	おける効果を、どのように測定し、どう評価しているの
	PIO-NET 刷新においては、仮登録の仕組みの導入、入力項目の削減等を行い、消費	か、説明願います。
	生活相談情報の登録・提供の迅速化等を図ることとしている。	
	特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」という。)	
	に関しては、従前から消費者庁の「特商法・割販法執行 NET」(※1)により、調査	
	情報及び執行事例等について、関係各機関との共有を図っており、各機関による重	
	複調査を回避することに加え、各機関による情報共有によって、合同調査等を行う	
	ことを可能にしている。また、執行強化に向けた情報交換の場として、地域ブロッ	
	クごとに定期的に、消費者庁・各経済産業局と管轄都道府県の執行担当部署の責任	

建議事項(平成 25 年 8 月 6 日)	実施状況報告(消費者庁・警察庁・金融庁・総務省・法務省・厚生労働省・経済産 業省・国土交通省)(平成 26 年 2 月)	確認したい事項
	者が、悪質商法・事業者の傾向や相談内容などについて情報交換・意見交換を行っている。このほかに、消費者庁又は経済産業局が個別の事案ごとの相談に応じており、都道府県による執行に積極的な協力を行っている。 地方の消費生活センター相談員を構成員とする消費者庁の「情報検討ネットワーク」(※2)においても、情報交換を密に行うことにより、地方公共団体間の連携を推進している。 (※1)特定商取引法等の執行を担当している各機関が行っている調査情報や、過去に行われた行政処分等の執行事例等を関係各機関が検索、閲覧することができるデータベース。これにより各機関における厳正な法執行、執行の効率化、執行機能の強化等が図られている。 (※2)現場の相談員を中心に構成したメンバーにより、電子掲示板や情報交換会を通じて様々な情報交換や意見交換を行うことで、財産被害の未然防止、拡大防止を目指すもの。	
引法の規制対象となる「役務取引」に対し、同法を	外観上は「権利取引」であっても、実態が手数料等を徴収する販売代行等を行うような事例については、販売代行という役務の提供として特定商取引法の規制の対象となると考えられる。平成24年6月19日に処分したやよいトレード株式会社の事案は、「CO2排出権」の店頭デリバティブ取引に関する役務提供と捉えて、行政	
(3)消費者庁は、消費者安全法に基づき、詐欺的投資 勧誘に係る事案においても、消費者への注意喚起や 事業者に対する勧告・命令等の措置を適切に講ずる こと。	〈消費者庁〉 建議事項1-1(3)について	〈対消費者庁〉 ○ 注意喚起及び勧告を行った事例について、効果(その後の事業者の対応等)について、説明願います。
(4)消費者庁及び警察庁は、特定商取引法の執行力強 化のため、地方自治体及び都道府県警察に対し、同 法執行担当部局における都道府県警察との人的交流 や弁護士等の専門家との連携等の取組を進めるよう 推奨すること。		

建議事項(平成25年8月6日)	実施状況報告(消費者庁・警察庁・金融庁・総務省・法務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省)(平成 26 年 2 月) 入れにより執行体制を強化することや、執行担当者の法解釈や事実認定などの能力を高めていくために弁護士などの専門家との連携を図ることについて推奨しており、「地方公共団体における消費者教育の事例集」(平成 25 年 6 月 28 日)においても、他の都道府県等の新たな取組の参考となるよう、全国から収集した取組事例を紹介し、情報提供を行っているところ。 平成 25 年度の現況調査によれば、都道府県及び政令指定都市の消費者行政担当者が警察〇Bを非常勤職員等として採用している場合や、県警等との人事交流を行っている場合の人数は 141 名となっている(都道府県 109 名、政令指定都市 32 名)。 〈警察庁〉 建議事項1-1-(4)について 警察庁では、特定商取引法違反等に係る被害の予防及び被害拡大防止を図るため、全国会議等において消費者行政部局への警察職員の出向・派遣といった人事交流や弁護士等の専門家との連携を推進するよう都道府県警察に奨励している。	 ○ 警察○Bを非常勤職員等として採用している場合、及び県警等との人事交流を行っている場合において、実際にどのような仕事や役割を担ってもらっているのか、説明願います。 ○ 地方自治体における弁護士等の専門家の活用状況の実績を説明願います。 <対警察庁> -
(建議事項1-2) 消費者庁は、詐欺的投資勧誘による被害の発生・拡大 の防止及びその回復を図るため、以下の制度整備に向け た措置を講ずること。 (1)電話等を端緒とした不意打性の高い取引形態にお いて、欺瞞的権利取引により、深刻な消費者被害が 多数生じているとの実態に鑑み、特定商取引法にお ける指定権利制の在り方又はこれと類似の制度の整		く5年後見直し等において、指定権利制の在り方につい
備について検討を行うこと。	者庁の見解は本件建議の別紙2「「特定商取引法の指定権利制の廃止に関する論点」に対する消費者庁の考え方」(※)において明らかにしているところ。本指摘にあるような消費者被害への対応に当たっては、こうした事案を含むいわゆる「隙間事案」に対応するため、多数消費者財産被害事態に係る事業者に対する勧告及び命令の権限に係る規定が導入された改正消費者安全法(平成25年4月1日施行)に基づき、施行の日より平成26年2月末までに6件の注意喚起及び2件の勧告を行った(再掲)。同法附則において、施行後5年を経過した場合に、施行の状況について検討を加えることとなっており、詐欺的投資勧誘に対する有効性についても検証を行い、必要に応じて、所要の措置を講じてまいりたい。また、本件建議にある、違法行為による財産の隠匿・散逸を防止するための制度の導入を含め、消費者庁に設置した「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」において議論が行われ、平成25年6月にその取りまとめを得たところであり、被害の状況や現行法令の執行状況を十分に踏まえ、優先順位をよく検討した上で、必要な分野についての法制的な制度設計を検討してまいりたい。(※)概要は以下のとおり。	

建議事項(平成 25 年 8 月 6 日)	実施状況報告(消費者庁・警察庁・金融庁・総務省・法務省・厚生労働省・経済産 業省・国土交通省)(平成 26 年 2 月)	確認したい事項
	 ① 詐欺的投資勧誘は存在自体が許されない詐欺行為であるにもかかわらず、訪問販売等の取引を公正にするために書面交付等のルールを定めている特定商取引法の規制に置いてしまうと、詐欺であっても一定のルールにさえ従えば、特定商取引法上その存在が許される取引になる、という誤ったメッセージを出すことになるおそれがある。 ② 詐欺的投資勧誘を行う者は、例えば一定の事業を同じ組織で継続して行っていくことなどには関心がないため、特定商取引法による業務停止命令等の行政処分をしても、その実効性の確保が期待できないと考えられる。以上のことから、詐欺的投資勧誘への対応としての特定商取引法の改正については慎重な検討が必要である。 	
(2) 違法行為による財産の隠匿・散逸を防止するため の制度の導入について検討を進めること。	〈消費者庁〉 建議事項1-2(2)について 違法行為による財産の隠匿・散逸を防止するための制度の導入を含め、消費者庁に設置した「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」において議論が行われ、平成25年6月にその取りまとめを得たところであり、被害の状況や現行法令の執行状況を十分に踏まえ、優先順位をよく検討した上で、必要な分野についての法制的な制度設計を検討してまいりたい(再掲)。	〈対消費者庁〉 ○ 違法行為による財産の隠匿・散逸を防止するための制度の導入について、いつの段階で優先順位を検討していくのか、具体的な検討時期はいつなのか説明願います。
(3)消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事 の裁判手続の特例に関する法律の成立に努め、同法 が成立した場合には、その円滑な運用を図ること。		